

別紙 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 愛媛県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、愛媛県及び市から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における四国中央市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に市外に転出した場合 全額
 - (3) 愛媛県移住支援事業及びマッチング支援事業における四国中央市移住支援金交付要綱に基づく交付決定を取り消された場合 全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合 半額
- (就業の場合のみ)
- (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額